

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公表番号】特表2017-507141(P2017-507141A)

【公表日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-011

【出願番号】特願2016-552996(P2016-552996)

【国際特許分類】

C 07 H 15/256 (2006.01)

A 61 K 36/28 (2006.01)

A 23 L 27/00 (2016.01)

【F I】

C 07 H 15/256 A

A 61 K 36/28

A 23 L 27/00 101A

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月24日(2018.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステビオール配糖体の2種以上の組み合わせを製造するための方法であつて：

a) 熱水を用いるステビア葉の抽出

b) 粗抽出物の浄化、及び

c) クロマトグラフィーによるステビオール配糖体の2種以上の組み合わせの分離を含む方法。

【請求項2】

前記ステビア葉が乾燥されていない請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記浄化が、遠心分離により遂行される請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記浄化が、ろ過により遂行される請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記ろ過は半透膜を用いる請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記分離が、連続クロマトグラフィー又はバッチクロマトグラフィーにより遂行される請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記分離が、エタノールと水を用いる勾配溶離により遂行される請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記分離が、異なる温度の勾配における水を用いる勾配溶離により遂行される請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記分離が、約20ないし約90の間の温度における水の勾配により遂行される請求項6又は8に記載の方法。

【請求項 1 0】

前記分離が、約 30 ないし約 60 の間の温度における水を用いる勾配溶離により遂行される請求項 6 又は 8 に記載の方法。

【請求項 1 1】

フラクタルデザインが用いられる請求項 6 記載の方法。

【請求項 1 2】

複数の取出しバルブアッセンブリーが用いられる請求項 6 に記載の方法。

【請求項 1 3】

前記連続クロマトグラフィーは、複数のカラム、該カラム間の複数の供給点及び複数の排出点の使用を含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 1 4】

複数カラムシステム中に存在し、そして、該システム中で連続して循環される、分離される物質の持続性インベントリー (inventory) の使用を含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 1 5】

ステビオール配糖体 D、I、O、M 及び / 又は N の単離の間に結晶化工程が存在しない請求項 1 に記載の方法。

【請求項 1 6】

ステビア レバウディアナからの抽出物であって、請求項 1 に記載の方法により製造されたレバウジオシド A、M、N、O、I 又は D の 2 種以上を含む抽出物。